

# IPOに係る監査事務所の選任等に関する 連絡協議会(第1回)

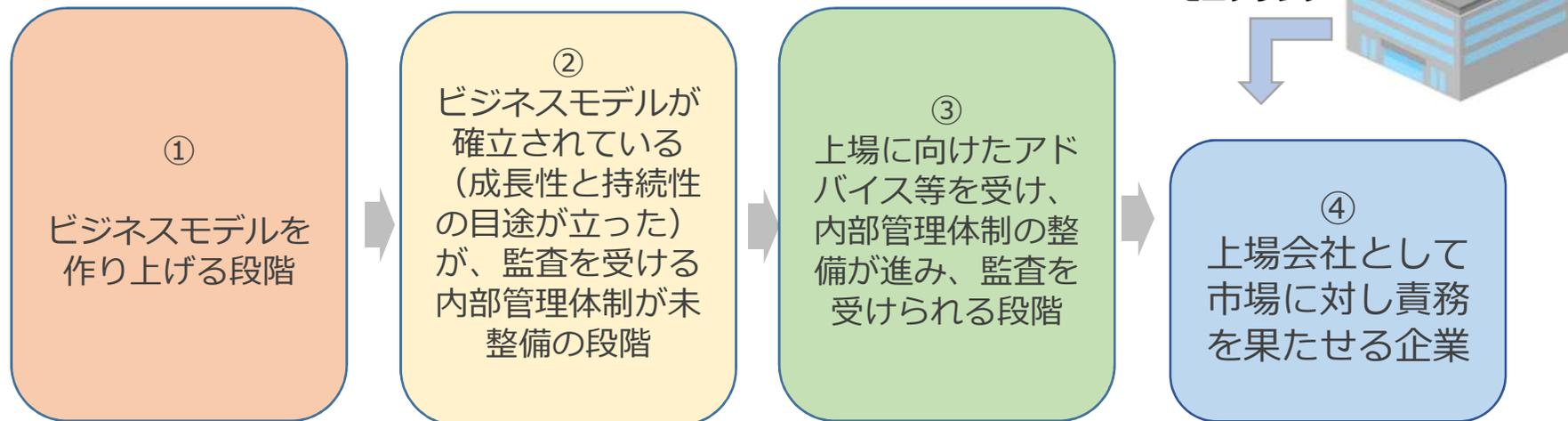
## IPO監査に関する現状の理解

2019年12月17日  
日本公認会計士協会

# IPO監査に関する現状の理解

## IPOを目指す会社は様々な状況にある

- 上場前の会社にはいくつかのステージが存在する。



監査を受けるには、会社の収益基盤の強化、内部管理体制の整備など準備期間が必要

- 上場に適する会社（④）が適切に上場している状況を保つこと、またこれらの会社が更にファイナンスを行い、収益を増して成長し、株主へ利益を還元していくことで、資本市場が適切に成長し、国民経済の健全な発展に資する。

# IPO監査に関する現状の理解

## 監査契約に際しての要求事項

- 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」

25. 監査事務所は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めなければならない。この方針及び手続は、以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことを合理的に確保できるように定めなければならない。

- (1) 監査事務所が、**時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を有していること。**
- (2) 略
- (3) 監査事務所が、**関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。**

F26-2. 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に、**不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価すること、**並びに、当該評価の妥当性について、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することを含めなければならない。

- 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」

4. 監査人は、監査の前提条件が満たされているかどうかを明確にするため、以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 略
- (2) **以下の責任を有することを認識し理解していることについて経営者の合意を得ること**
  - ① 略
  - ② 不正か誤謬かを問わず、**重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること**
  - ③ 以下を監査人に提供すること
    - ア. **経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報**（注記事項に関連する情報を含む。）
    - イ. 略
    - ウ. 略

# IPO監査に関する現状の理解

## IPOに関連する不適切な事例

2014年、2015年に新規上場直後の不正発覚や大幅な業績下方修正が相次ぐ

2014年3月東証一部上場 J社  
2014年12月マザーズ上場 F社

上場直後の業績の大幅な下方修正

2013年10月マザーズ上場 E社  
2014年3月マザーズ上場 M社

上場直後に取引上の不正会計が発覚

2014年12月東証一部上場 G社

上場直後に業績下方修正、大規模な人員整理、一部事業の売却、多額の借入等を実施

いずれも株価に大きな影響（株式公開時から1/3へ暴落や上場廃止）

(株)日本取引所グループ 「最近の新規公開を巡る問題と対応について」 (2015年3月末)

1. 新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応
2. 上場直後の業績予想の大幅な修正への対応
3. 上場時期の集中への対応

厳格化

### JICPA

特に1について、適切な監査の実施や不正リスク対応基準への対応を含め、適切に対応するよう、会員へ要請  
(2015年4月2日付 会員宛て文書)

# 上場会社監査事務所登録制度について

## JICPA 上場会社監査事務所登録制度

【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

(2019年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている上場会社監査事務所（本登録事務所）	112事務所	6事務所	118事務所
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（準登録事務所）	8事務所	5事務所	13事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	120事務所	11事務所	131事務所

◇ 準登録事務所名簿に掲載される事務所は次の2種類がある。

- (1) 上場会社との監査契約を新たに締結し、上場会社監査事務所名簿への登録を申請し審査中である監査事務所（名簿に「本登録申請中」と表示される。）
- (2) 上場会社を監査していないが、上場会社監査の意向があり準登録事務所として任意に登録申請した事務所

◇ 上場会社の監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならない。また、新規上場の際の監査人は、本登録事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けている監査事務所となる（証券取引所の有価証券上場規程等）。

**ご清聴ありがとうございました。**